

<障害認定の基準>

- ①両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある方については、矯正視力について測ったものをいう。)の和が0.08以下の方
- ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上の方
- ③平衡機能に著しい障害を有する方
- ④咀嚼の機能を欠く方
- ⑤音声又は言語機能に著しい障害を有する方
- ⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠く方
- ⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有する方
- ⑧一上肢の機能に著しい障害を有する方
- ⑨一上肢のすべての指を欠く方
- ⑩一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する方
- ⑪両下肢のすべての指を欠く方
- ⑫一下肢の機能に著しい障害を有する方
- ⑬一下肢を足関節以上で欠く方
- ⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する方
- ⑮前各号に掲げる方のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の方
- ⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の方
- ⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の方

<障害認定該当の障害等級表>

障害の区分	程度
国民年金法等の障害年金	<ul style="list-style-type: none"> • 1級、2級
身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> • 1級～3級、 • 4級のうち以下の状態 <ul style="list-style-type: none"> ○ ①音声、言語機能の著しい障害 ○ ②両下肢のすべての指を欠く ○ ③一下肢の下腿1/2以上を欠く ○ ④一下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> • 1級、2級
療育手帳	<ul style="list-style-type: none"> • A